

令和8年度台湾旅行会社招請ファムツアー及び商談会開催事業実施に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度台湾旅行会社招請ファムツアー及び商談会開催事業実施に係る業務

2 実施主体

岡山県

3 目的

台湾から本県への訪日旅行者数が過去最高を更新する状況が続く中、更なる誘客拡大を図るためには、リピーター層を確実に取り込むことが課題であることから、台湾現地旅行会社を招請し、定番観光地以外の魅力あるスポットを中心とした視察ツアーや、県内観光事業者との商談会を実施することにより、県内各地の新たな観光資源を組み込んだ魅力的な周遊型旅行商品の造成を図る。

4 事業概要

(1) ファムツアーの実施

台湾現地旅行会社を招請して定番観光地以外の魅力あるスポットや宿泊施設等の視察ツアーを実施し、本県を宿泊地とした県内を周遊する旅行商品の造成につなげる。また、ツアーの実施中、旅行会社から適宜意見を聴取し、課題とその解決策の把握を行うとともに、ツアー実施後、旅行会社に対してヒアリング等を実施し、改善点を洗い出して視察先にフィードバックを行うなど、商品造成に向けたブラッシュアップを行う。

(2) 商談会の開催

ファムツアーに招請した現地旅行会社と県内観光事業者との商談会を開催し、旅行商品の造成につなげる。

5 委託業務

上記4に掲げる事業について、企画、提案及び実施を行うこととし、その際の留意事項は次のとおりとする。

(1) 共通事項

ア 招請対象者

- ・ ツアーの目的に応じた、旅行商品造成見込みの高い旅行会社を選定の上、提案すること。なお、台湾の北部と南部からバランスよく選定すること。
- ・ 本県を含む旅行商品の造成を行っていることを条件とし、販売催行のみの会社は対象としない。
- ・ 各社で経営的な判断ができる中堅以上の管理職又は業務従事者とし、会社で正式に所属していない関係者や既に業務から退いている退任者などは含まないものとする。

イ 招請社数等

- ・ 6 社 6 名以上及び本県台湾 P R デスク担当者 1 名とすること。

ウ 実施時期

- ・ 令和 8 年中

(2) ファムツアー

ア 行程

行程案の作成に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 本県定番観光地以外のスポットを含む旅行商品造成を目的としたものとする。
- ・ ツアーの行程は 3 泊 4 日程度とし、1 日は県北を含む行程とすること。
- ・ 訪日台湾人観光客の嗜好に加え、招請する現地旅行会社の意向、実際に催行されているツアー内容等を十分に検討の上、目的に応じた魅力的な行程案を提案すること。また、提案書においてツアー訪問先の選定理由を明らかにすること。
- ・ 県内宿泊施設の視察についても、必要に応じて行程案に盛り込むこと。
- ・ 行程は受託事業者決定後、提案書を基に本県との協議により決定するものとする。
- ・ 宿泊施設は、1 室 1 名を原則とし、インターネット環境が整備された施設とすること。

イ 留意事項

- ・ 招請者の海外旅行保険（招請期間中における病気、怪我、物損等に対応するもの。）に加入することとし、当該費用は事業費に含めること。
- ・ 往復国際航空券、空港諸税、手配施設入場等に係る費用や実施期間中の経費（交通費、食事代、宿泊費等）は全て事業費に含めること。
- ・ 日中の行程について、同行する県職員 2 名分の施設入場料及び体験費用等の経費を事業費に含めること。（移動や宿泊に係る費用は含めない。）
- ・ ツアーの円滑な実施のため、必要な人員の配置や通訳の手配を行うこと。
- ・ ツアーの実施中及び実施後には訪問先の印象やツアー造成に向けた課題、改善策等についてヒアリング等を実施し、視察先にフィードバックを行うなど、商品造成に向けたブラッシュアップを行うこと。またその内容や改善状況等について 9（1）の実施報告書に盛り込むこと。
- ・ ツアー実施後適切な時期に、招請した現地旅行会社におけるツアー造成状況等に関する調査、ヒアリング等を行うとともに、当該旅行会社が円滑に商品造成及び販売促進が行えるよう、必要な支援を継続的に行うこと。当該調査、支援等の状況について、9（1）の実施報告書に盛り込むこと。

(3) 商談会

ア 目的

- ・ 本商談会が県内事業者にとって台湾の有力な旅行会社と直接関係を構築するための有益な機会となるよう、効果的な交流を促すこと。
- ・ 招請した現地旅行会社に県内観光コンテンツへの理解を深めてもらい、旅行商品の造成につなげること。

イ 実施形式

- ・ 商談会（ツアー行程の中で、3 ～ 4 時間程度）

- ・ 目的達成のため、商談会形式に限らず提案による方法も可とする。

ウ 要件

- ・ 商談 1 回当たりの時間は移動時間を含め 15 分程度とし、招請した現地旅行会社 1 社当たり 12 事業者程度との交流が行えるようにすること。
- ・ 必要に応じてエリアの観光協会や自治体と連携を行うこと。
- ・ 具体的な手法、時間、効果等を提案書に記載すること。
- ・ 適切な規模の会議室等を確保し、音響、設備等の手配も併せて行うこと。
- ・ 参加事業者の募集は本県と受託者が協力して行うものとする。
- ・ 必要な数の通訳を配置し、円滑なコミュニケーションを支援すること。
- ・ 参加者に対して留意事項の事前周知を行い、当日もスムーズな進行のための情報揭示及び人員を配置するなどして、円滑な運営に留意すること。
- ・ 実施後、参加事業者に対し、アンケートを実施すること。なお、アンケート項目については事前に県と協議を行うこと。

6 業務に係る留意点

- (1) 委託業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。
- (2) 委託業務の企画、実施に当たっては、台湾の人の嗜好等を反映させるなど情報収集等に努めること。
- (3) 委託業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。
- (4) 事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。
- (5) 事業の実施に当たり知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。
また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じること。

7 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日まで

8 委託限度額

4,550,000 円以内（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

9 成果物の提出等

- (1) 成果物 実施報告書（A 4 版）1 部
- (2) 提出場所 岡山県産業労働部観光課
- (3) 提出期限 令和 9 年 2 月 26 日（金）
- (4) その他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること。
 - ①事業の実施状況等をわかりやすく正確に記載すること。
 - ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること。